

ハローワークにおける求人者サービスの充実について

ハローワークの求人・求職者のデータベースや全国ネットワーク等を最大限に活用し、能動的・積極的マッチングの推進等による求人充足サービスの強化とともに、人手不足分野における人材確保対策を推進。

I 求人充足サービスの強化

○ 能動的・積極的マッチングの推進

- ◆ 求人者の人材ニーズ(免許資格・職務経歴・能力等)に応じた求職者をデータベースから探索し、提案
- ◆ より円滑な人材確保を図る観点から、全国ネットワークを活用した広域マッチングを推進 等
- ➔ 事業所・求人情報の的確な収集・蓄積、求職者情報の的確な把握・登録、求人充足会議の機能強化など

○ 求職者が応募しやすい求人条件や求職票の記載に関する助言・援助

- ◆ 求職者の希望賃金や労働時間等に係るニーズの的確な情報提供等、求人条件の設定に関するアドバイス
- ◆ 職場の画像情報等の求人票以上の情報を計画的に収集し、求職者に発信するなど、求人者のPR機会を提供 等
- ➔ 地域の実情に応じ、求人者の「質」にも重点を置いた求人開拓へ転換(専門相談員の役割見直し)など

II 人手不足分野における人材確保対策

介護・看護・保育・建設分野をはじめとする人材不足分野について、求人充足サービスの集中的実施とともに、関係機関との密接な連携のもと、人材確保対策を積極的に推進。

○ 求職者の開拓や公的職業訓練の活用による人材確保

- ◆ 有資格者や経験者に対して最近の業界動向(求人状況や賃金等の労働条件の改善状況等)に関して情報提供するなど、人手不足分野に係る資格や経験を活かした就職の検討の働きかけ
- ◆ 地方自治体が実施するセミナー等の参加者に対するハローワークへの誘導など、潜在求職者等の開拓
- ◆ 人手不足分野の職種に関心を有する求職者に対する公的職業訓練の活用による人材確保 等
- ➔ 人手不足分野に係る資格や経験を有する求職者等の的確な把握/「建設人材確保プロジェクト(平成25年6月～)」や「保育士マッチング強化プロジェクト(平成25年10月～)」の実施など

現在のハローワーク業務における主な民間活用について

- ハローワーク業務のうち、時間をかけた支援が必要な求職者への対応など、民間人材ビジネスが強みを発揮できる部分については、ハローワークの職業紹介を基軸としつつ、民間委託により業務を実施(下記①～③)。
- 平成25年10月からは、民間人材ビジネスの利用希望者への民間人材ビジネスへの誘導を開始(下記④)。

① 民間委託による雇用保険受給資格者に対する就職支援セミナー【平成17年度～】

雇用保険受給資格者に対して、ハローワークによる就職支援に加え、民間のノウハウを活用し、自己分析や職務の棚卸し、職務経歴書の書き方等を内容とする就職支援セミナーを実施

※全労働局で実施。

② 長期失業者等総合支援事業【平成23年度～】

離職後1年以上の長期失業者及び長期失業に至る可能性の高い求職者に対して、ハローワークが実施する職業紹介を基軸に、民間委託によるキャリア・コンサルティング、就職セミナー、職場定着支援などの就職支援を総合的に実施

※現在、全国13地域で実施。26年度は、全国の大都市圏並びに東日本大震災地域及び避難先地域の計15地域で実施予定。

③ 民間活用によるキャリア・コンサルティング等就職支援事業(仮称)【平成26年度～(予定)】

時間をかけたきめ細かいカウンセリング等の継続的な支援が必要なフリーター等に対して、ジョブ・カードの交付等、円滑な就職の実現に向けた支援を民間委託により実施

※26年度から東京、愛知、大阪の大都市における計6か所で実施予定。

④ ハローワークの求職者に対する民間人材ビジネスへの誘導【平成25年10月～】

求職者本人が職業相談窓口で民間人材ビジネスの利用を希望した場合などに、民間人材ビジネスを紹介したリーフレットを配布し、民間人材ビジネスへの案内を実施

※全労働局で実施。全国のべ4,461社の職業紹介事業者又は労働者派遣事業者が誘導先として参加。

雇用対策における国・地方の連携強化について

国・地方の連携をさらに強化するための方策

① 「一体的実施」の更なる充実 【国・地方がそれぞれの長所を活かし、住民視点でサービスを強化】

- ・ 一体的実施は、希望する自治体において、**国の職業紹介等と自治体の福祉等の業務をワンストップで一体的に実施する、国と自治体との連携事業**
- ・ 23年度に24自治体、24年度に56自治体が開始。25年度は26年1月時点で32自治体が新たに開始（さらに8自治体と調整中）。
- ➡ **生活保護受給者等を支援対象とする取組（福祉事務所等にハローワーク窓口を設置）は、26年1月時点で88箇所の窓口を設置。**
- ・ 埼玉県、佐賀県においてハローワーク特区を開始（24年10月～）



② 国と地方自治体の雇用対策協定 【国・地方が一体となった雇用対策】

- ➡ 国と自治体が、地域の雇用対策に一体となって取り組むため、「雇用対策協定」を締結
- ※ 10自治体(3道県7市)で締結済(26年1月現在)

③ ハローワークの求人情報のオンライン提供 【自治体による職業紹介事業を国が全面支援】

- ➡ **無料職業紹介事業を行う自治体等が希望する場合に、ハローワークの求人情報提供ネットワークからオンラインで求人情報を提供。【26年9月より実施予定】**

- ※ 特に、生活困窮者に対する就労支援については、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)において、ハローワークの求人情報の提供を希望する地方自治体に対し、オンラインでの情報提供を国に義務付ける規定が設けられたところ。



国と地方自治体の雇用対策協定について

- 全国ネットワークで職業紹介・雇用保険・雇用対策を一体的に行う国と、地域の実情に応じた各種対策を行う地方自治体が、それぞれの役割を果たすとともに、一緒になって雇用対策に取り組み、地域の課題に対応するため、国と地方自治体が「雇用対策協定」を締結。

【国と雇用対策協定を締結した地方自治体(平成26年1月時点)】

北九州市(平成22年3月)	横浜市(平成23年1月)	福岡市(平成23年3月)
久留米市(平成24年3月)	北海道(平成24年12月)	宮古島市(平成25年1月)
広島市(平成25年1月)	奈良県(平成25年6月)	堺市(平成25年11月)
滋賀県(平成25年11月)		

北海道雇用対策協定

- 北海道と北海道労働局は、北海道の雇用失業情勢の改善を図ることを目的に、相互が連携し、それぞれの施策を一体的に実施するため、「北海道雇用対策協定」を平成24年12月4日に締結。
- 協定においては、協定で定めた事業の実施のため、相互に必要な要請を行うことができ、要請には誠実に対応することとした。
- 平成25年度は、北海道の「ジョブカフェ北海道」と国の「ヤングハローワーク」の一体的運営や、ものづくり産業への人材確保支援などに取り組む。



平成24年12月4日
北海道雇用対策協定 調印式

奈良県雇用対策協定

- 奈良県と奈良労働局は、求職者の就職の促進と県内企業の人材確保支援を図るため、雇用対策に関する施策を一体的に実施する「奈良県雇用対策協定」を平成25年6月7日に締結。
- 協定においては、協定で定めた事業の実施のため、相互に必要な要請を行うことができ、要請には誠実に対応することとした。
- 平成25年度は、若者と県内企業のマッチングの強化、女性の就業支援の強化、県内立地企業の人材確保などに取り組む。



平成25年6月7日
奈良県雇用対策協定 締結式